建築基準法申請手数料【第19号表】

【改正前】

項区分		根拠法令	号区分	規模等		金額
1	建築確認（建築物）	法第６条第１項	ア	床面積の合計 30 ㎡以内		5, 030 円
			イ	床面積の合計 30 ㎡超え、100 ㎡以内		9, 050 円
			ウ	床面積の合計 100 ㎡超え、200 ㎡以内		14, 000 円
			エ	床面積の合計 200 ㎡超え、500 ㎡以内		19, 000 円
			オ	床面積の合計 500 ㎡超え、1, 000 ㎡以内		34, 100 円
			カ	床面積の合計 1, 000 ㎡超		48, 200 円
2	建築確認（工作物）	法第 88 条第１項 法第６条第１項	ア	新規（一の工作物）		8, 050 円
			イ	計画変更（一の工作物）		4, 020 円
3	構造計算適合性判定	法第６条の３第１項	ア	大臣認定プログラムによる場合で、1, 000 ㎡以内		161, 000 円
			イ	大臣認定プログラムによらない場合で 1, 000 ㎡以内		213, 000 円
4	完了検査（建築物）	法第７条第１項	ア	床面積の合計 30 ㎡以内		10, 000 円
			イ	床面積の合計 30 ㎡超え、100 ㎡以内		12, 000 円
			ウ	床面積の合計 100 ㎡超え、200 ㎡以内		16, 000 円
			エ	床面積の合計 200 ㎡超え、500 ㎡以内		22, 000 円
			オ	床面積の合計 500 ㎡超え、1, 000 ㎡以内		36, 100 円
			カ	床面積の合計 1, 000 ㎡超え		50, 300 円
5	完了検査（工作物）	法第 88 条第１項 法第７条第１項		一の工作物		9, 050 円
6	接道認定	法第 43 条第２項第一号		申請１件		27, 300 円
7	仮設建築物の建築許可	法第 85 条第６項		申請１件		120, 000 円
8	一団地の建築物の総合的設計による特例認定	法第 86 条第１項		申請建築物ｎが２以下の場合		78, 300 円
				申請建築物ｎが３以上の場合		78, 300＋28, 000×（n−2）円
9	既存建築物の総合的設計による特例認定	法第 86 条第２項		申請建築物ｎが１以下の場合		78, 300 円
				申請建築物ｎが２以上の場合		78, 300＋28, 000×（n−1）円
10	一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定	法第 86 条の２第１項		申請建築物ｎが１以下の場合		78, 300 円
				申請建築物ｎが２以上の場合		78, 300＋28, 000×（n−1）円
11	一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消し	法第 86 条の５第１項				6, 480＋12, 000×ｎ円
12	一団地の住宅施設における容積率等の適用除外認定	法第 86 条の６第２項		申請１件		27, 300 円
13	全体計画認定	法第 86 条の８第１項		申請１件		27, 300 円
14	全体計画認定を受けた工事の変更認定	法第 86 条の８第３項		申請１件		27, 300 円
15	全体計画認定（用途変更を伴う工事）	法第 87 条の２第１項		申請１件		27, 300 円
16	全体計画認定を受けた工事の変更認定（用途変更を伴う工事）	法第 87 条の２第２項 法第 86 条の８第３項		申請１件		27, 300 円
17	興行場等の使用許可	法第 87 条の３第６項		申請１件		120, 000 円

備考

1　この表の１の項の床面積の合計は、次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、当該アからエまでに定める面積について算定する。
　ア　建築物を建築する場合(イに掲げる場合及び移転する場合を除く。)　当該建築に係る部分の床面積
　イ　確認____を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転の場合を除く。）　当該計画の変更に係る部分の床面積の２分の１（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）
　ウ　建築物を移転し、____________又はその用途を変更する場合、(エに掲げる場合を除く。)　当該移転____又は用途の変更に係る部分の床面積の２分の１
　エ　確認____を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、____________又はその用途を変更する場合　当該計画の変更に係る部分の床面積の２分の１
2　この表の３の項の床面積の合計は、適合性判定建築物ごとに構造計算適合性判定を行う部分について算定する。
3　この表の４の項の床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転____________に係る部分の床面積の２分の１について算定する。

【改正後】令和７年４月１日以降

項区分		根拠法令	号区分	規模等		金額
1	建築確認（建築物）	法第６条第１項 法第 18 条第３項	ア	床面積の合計 30 ㎡以内		5, 030 円
			イ	床面積の合計 30 ㎡超え、100 ㎡以内		9, 050 円
			ウ	床面積の合計 100 ㎡超え、200 ㎡以内		14, 000 円
			エ	床面積の合計 200 ㎡超え、500 ㎡以内		19, 000 円
			オ	床面積の合計 500 ㎡超え、1, 000 ㎡以内		34, 100 円
			カ	床面積の合計 1, 000 ㎡超		48, 200 円
2	建築確認（工作物）	法第 88 条第１項 法第６条第１項 法第 18 条第３項	ア	新規（一の工作物）		8, 050 円
			イ	計画変更（一の工作物）		4, 020 円
3	構造計算適合性判定	法第６条の３第１項 法第 18 条第５項	ア	大臣認定プログラムによる場合で、1, 000 ㎡以内		161, 000 円
			イ	大臣認定プログラムによらない場合で 1, 000 ㎡以内		213, 000 円
4	完了検査（建築物）	法第７条第１項 法第 18 条第 21 項	ア	床面積の合計 30 ㎡以内		10, 000 円
			イ	床面積の合計 30 ㎡超え、100 ㎡以内		12, 000 円
			ウ	床面積の合計 100 ㎡超え、200 ㎡以内		16, 000 円
			エ	床面積の合計 200 ㎡超え、500 ㎡以内		22, 000 円
			オ	床面積の合計 500 ㎡超え、1, 000 ㎡以内		36, 100 円
			カ	床面積の合計 1, 000 ㎡超え		50, 300 円
5	完了検査（工作物）	法第 88 条第１項 法第７条第１項 法第 18 条第 21 項		一の工作物		9, 050 円
6	仮使用認定	法第７条の６第１項第一号 法第７条の６第１項第二号 法第 18 条第 38 項第一号 法第 18 条第 38 項第二号		申請１件		120, 000 円
7	接道認定	法第 43 条第２項第一号		申請１件		27, 300 円
8	仮設建築物の建築許可	法第 85 条第６項		申請１件		120, 000 円
9	一団地の建築物の総合的設計による特例認定	法第 86 条第１項		申請建築物ｎが２以下の場合		78, 300 円
				申請建築物ｎが３以上の場合		78, 300＋28, 000×（n−2）円
10	既存建築物の総合的設計による特例認定	法第 86 条第２項		申請建築物ｎが１以下の場合		78, 300 円
				申請建築物ｎが２以上の場合		78, 300＋28, 000×（n−1）円
11	一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定	法第 86 条の２第１項		申請建築物ｎが１以下の場合		78, 300 円
				申請建築物ｎが２以上の場合		78, 300＋28, 000×（n−1）円
12	一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消し	法第 86 条の５第１項				6, 480＋12, 000×ｎ円
13	一団地の住宅施設における容積率等の適用除外認定	法第 86 条の６第２項		申請１件		27, 300 円
14	全体計画認定	法第 86 条の８第１項		申請１件		27, 300 円
15	全体計画認定を受けた工事の変更認定	法第 86 条の８第３項		申請１件		27, 300 円
16	全体計画認定（用途変更を伴う工事）	法第 87 条の２第１項		申請１件		27, 300 円
17	全体計画認定を受けた工事の変更認定（用途変更を伴う工事）	法第 87 条の２第２項 法第 86 条の８第３項		申請１件		27, 300 円
18	興行場等の使用許可	法第 87 条の３第６項		申請１件		120, 000 円
19	大規模の修繕又は大規模の模様替に係る接道義務の適用除外認定	令第 137 条の 12 第６項		申請１件		27, 300 円
20	大規模の修繕又は大規模の模様替に係る道路内の建築制限の適用除外認定	令第 137 条の 12 第７項		申請１件		27, 300 円
21	省エネ基準適合の確認	法第６条第１項 法第 18 条第３項	ア	一戸建て住宅	床面積の合計 200 ㎡未満	13, 000 円
					床面積の合計 200 ㎡以上	14, 000 円
			イ	共同住宅等又は住宅部分のみの増築又は改築をする複合建築物	床面積の合計 300 ㎡未満	23, 000 円
					床面積の合計 300 ㎡以上	36, 000 円
22	省エネ基準適合の検査	法第７条第１項 法第 18 条第 21 項	ア	一戸建て住宅		5, 000 円
			イ	住宅部分を有する場合	床面積の合計 300 ㎡未満	10, 000 円
					床面積の合計 300 ㎡以上	20, 000 円
			ウ	非住宅部分を有する場合	床面積の合計 300 ㎡未満	10, 000 円
					床面積の合計 300 ㎡以上	16, 000 円
			エ	複合建築物		イ及びウの区分に応じ、それぞれの手数料を合算した額

備考

1　この表の１の項の床面積の合計は、次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、当該アからエまでに定める面積について算定する。
　ア　建築物を建築する場合(イに掲げる場合及び移転する場合を除く。)　当該建築に係る部分の床面積
　イ　確認又は通知を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転の場合を除く。）　当該計画の変更に係る部分の床面積の２分の１（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）
　ウ　建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合、(エに掲げる場合を除く。)　当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の２分の１
　エ　確認又は通知を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合　当該計画の変更に係る部分の床面積の２分の１
2　この表の３の項の床面積の合計は、適合性判定建築物ごとに構造計算適合性判定を行う部分について算定する。
3　この表の４の項の床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の２分の１について算定する。

【改正前】令和７年４月１日以降

項区分		根拠法令	号区分	規模等		金額
1	建築確認（建築物）	法第６条第１項 法第 18 条第３項	ア	床面積の合計 30 ㎡以内		5,030 円
			イ	床面積の合計 30 ㎡超え、100 ㎡以内		9,050 円
			ウ	床面積の合計 100 ㎡超え、200 ㎡以内		14,000 円
			エ	床面積の合計 200 ㎡超え、500 ㎡以内		19,000 円
			オ	床面積の合計 500 ㎡超え、1,000 ㎡以内		34,100 円
			カ	床面積の合計 1,000 ㎡超		48,200 円
2	建築確認（工作物）	法第 88 条第１項 法第６条第１項 法第 18 条第３項	ア	新規（一の工作物）		8,050 円
			イ	計画変更（一の工作物）		4,020 円
3	構造計算適合性判定	法第６条の３第１項 法第 18 条第５項	ア	大臣認定プログラムによる場合で、1,000 ㎡以内		161,000 円
			イ	大臣認定プログラムによらない場合で 1,000 ㎡以内		213,000 円
4	完了検査（建築物）	法第７条第１項 法第 18 条第 21 項	ア	床面積の合計 30 ㎡以内		10,000 円
			イ	床面積の合計 30 ㎡超え、100 ㎡以内		12,000 円
			ウ	床面積の合計 100 ㎡超え、200 ㎡以内		16,000 円
			エ	床面積の合計 200 ㎡超え、500 ㎡以内		22,000 円
			オ	床面積の合計 500 ㎡超え、1,000 ㎡以内		36,100 円
			カ	床面積の合計 1,000 ㎡超え		50,300 円
5	完了検査（工作物）	法第 88 条第１項 法第７条第１項 法第 18 条第 21 項		一の工作物		9,050 円
6	仮使用認定	法第７条の６第１項第１号 法第７条の６第１項第２号 法第 18 条第 38 項第１号 法第 18 条第 38 項第２号		申請１件		120,000 円
7	接道認定	法第 43 条第２項第一号		申請１件		27,300 円
8	仮設建築物の建築許可	法第 85 条第６項		申請１件		120,000 円
9	一団地の建築物の 総合的設計による特例認定	法第 86 条第１項		申請建築物ｎが２以下の場合		78,300 円
				申請建築物ｎが３以上の場合		78,300＋28,000×（n-2）円
10	既存建築物の 総合的設計による特例認定	法第 86 条第２項		申請建築物ｎが１以下の場合		78,300 円
				申請建築物ｎが２以上の場合		78,300＋28,000×（n-1）円
11	一敷地内認定建築物以外の 建築物の建築認定	法第 86 条の２第１項		申請建築物ｎが１以下の場合		78,300 円
				申請建築物ｎが２以上の場合		78,300＋28,000×（n-1）円
12	一の敷地とみなすこと等の 認定又は許可の取消し	法第 86 条の５第１項				6,480＋12,000×ｎ円
13	一団地の住宅施設における 容積率等の適用除外認定	法第 86 条の６第２項		申請１件		27,300 円
14	全体計画認定	法第 86 条の８第１項		申請１件		27,300 円
15	全体計画認定を受けた工事の 変更認定	法第 86 条の８第３項		申請１件		27,300 円
16	全体計画認定 （用途変更を伴う工事）	法第 87 条の２第１項		申請１件		27,300 円
17	全体計画認定を受けた工事の変更認定 （用途変更を伴う工事）	法第 87 条の２第２項 法第 86 条の８第３項		申請１件		27,300 円
18	興行場等の使用許可	法第 87 条の３第６項		申請１件		120,000 円
19	大規模の修繕又は大規模の模様替に係る 接道義務の適用除外認定	令第 137 条の 12 第６項		申請１件		27,300 円
20	大規模の修繕又は大規模の模様替に係る 道路内の建築制限の適用除外認定	令第 137 条の 12 第７項		申請１件		27,300 円
21	省エネ基準適合の確認	法第６条第１項 法第 18 条第３項	ア	一戸建て住宅	床面積の合計 200 ㎡未満	13,000 円
					床面積の合計 200 ㎡以上	14,000 円
			イ	共同住宅等又は住宅部分のみの増築又は改築をする複合建築物	床面積の合計 300 ㎡未満	23,000 円
					床面積の合計 300 ㎡以上	36,000 円
22	省エネ基準適合の検査	法第７条第１項 法第 18 条第 21 項	ア	一戸建て住宅		5,000 円
			イ	住宅部分を有する場合	床面積の合計 300 ㎡未満	10,000 円
					床面積の合計 300 ㎡以上	20,000 円
			ウ	非住宅部分を有する場合	床面積の合計 300 ㎡未満	10,000 円
					床面積の合計 300 ㎡以上	16,000 円
			エ	複合建築物		イ及びウの区分に応じ、 それぞれの手数料を合算した額

備考　〔略〕

【改正後】令和７年７月１日以降

項区分		根拠法令	号区分	規模等		金額
1	建築確認（建築物）	法第６条第１項 法第 18 条第３項	ア	床面積の合計 30 ㎡以内		8,600 円
			イ	床面積の合計 30 ㎡超え、100 ㎡以内		15,600 円
			ウ	床面積の合計 100 ㎡超え、200 ㎡以内		24,700 円
			エ	床面積の合計 200 ㎡超え、300 ㎡以内		26,900 円
			オ	床面積の合計 300 ㎡超え、500 ㎡以内		35,500 円
			カ	床面積の合計 500 ㎡超え、1,000 ㎡以内		63,700 円
			キ	床面積の合計 1,000 ㎡超		107,000 円
2	建築確認（工作物）	法第 88 条第１項 法第６条第１項 法第 18 条第３項	ア	新規（一の工作物）		17,700 円
			イ	計画変更（一の工作物）		11,100 円
3	構造計算適合性判定	法第６条の３第１項 法第 18 条第５項	ア	大臣認定プログラムによる場合で、1,000 ㎡以内		161,000 円
			イ	大臣認定プログラムによらない場合で 1,000 ㎡以内		213,000 円
4	完了検査（建築物）	法第７条第１項 法第 18 条第 21 項	ア	床面積の合計 30 ㎡以内		14,000 円
			イ	床面積の合計 30 ㎡超え、100 ㎡以内		21,000 円
			ウ	床面積の合計 100 ㎡超え、200 ㎡以内		32,000 円
			エ	床面積の合計 200 ㎡超え、300 ㎡以内		41,000 円
			オ	床面積の合計 300 ㎡超え、500 ㎡以内		44,000 円
			カ	床面積の合計 500 ㎡超え、1,000 ㎡以内		55,000 円
			キ	床面積の合計 1,000 ㎡超		64,000 円
5	完了検査（工作物）	法第 88 条第１項 法第７条第１項 法第 18 条第 21 項		一の工作物		30,000 円
6	中間検査を受けた場合の完了検査（建築物）	法第７条の３第１項 法第 18 条第 29 項	ア	床面積の合計 100 ㎡超え、200 ㎡以内		30,000 円
			イ	床面積の合計 200 ㎡超え、300 ㎡以内		40,000 円
			ウ	床面積の合計 300 ㎡超え、500 ㎡以内		43,000 円
			エ	床面積の合計 500 ㎡超え、1,000 ㎡以内		53,000 円
			オ	床面積の合計 1,000 ㎡超		61,000 円
7	中間検査（建築物）	法第７条の３第１項 法第 18 条第 29 項	ア	床面積の合計 100 ㎡超え、200 ㎡以内		29,700 円
			イ	床面積の合計 200 ㎡超え、300 ㎡以内		38,500 円
			ウ	床面積の合計 300 ㎡超え、500 ㎡以内		39,800 円
			エ	床面積の合計 500 ㎡超え、1,000 ㎡以内		46,600 円
			オ	床面積の合計 1,000 ㎡超		47,600 円
8	仮使用認定	法第７条の６第１項第１号 法第７条の６第１項第２号 法第 18 条第 38 項第１号 法第 18 条第 38 項第２号		申請１件		120,000 円
9	接道認定	法第 43 条第２項第一号		申請１件		27,300 円
10	仮設建築物の建築許可	法第 85 条第６項		申請１件		120,000 円
11	一団地の建築物の 総合的設計による特例認定	法第 86 条第１項		申請建築物ｎが２以下の場合		78,300 円
				申請建築物ｎが３以上の場合		78,300＋28,000×（n-2）円
12	既存建築物の 総合的設計による特例認定	法第 86 条第２項		申請建築物ｎが１以下の場合		78,300 円
				申請建築物ｎが２以上の場合		78,300＋28,000×（n-1）円
13	一敷地内認定建築物以外の 建築物の建築認定	法第 86 条の２第１項		申請建築物ｎが１以下の場合		78,300 円
				申請建築物ｎが２以上の場合		78,300＋28,000×（n-1）円
14	一の敷地とみなすこと等の 認定又は許可の取消し	法第 86 条の５第１項				6,480＋12,000×ｎ円
15	一団地の住宅施設における 容積率等の適用除外認定	法第 86 条の６第２項		申請１件		27,300 円
16	全体計画認定	法第 86 条の８第１項		申請１件		27,300 円
17	全体計画認定を受けた工事の 変更認定	法第 86 条の８第３項		申請１件		27,300 円
18	全体計画認定 （用途変更を伴う工事）	法第 87 条の２第１項		申請１件		27,300 円
19	全体計画認定を受けた工事の変更認定 （用途変更を伴う工事）	法第 87 条の２第２項 法第 86 条の８第３項		申請１件		27,300 円
20	興行場等の使用許可	法第 87 条の３第６項		申請１件		120,000 円
21	大規模の修繕又は大規模の模様替に係る 接道義務の適用除外認定	令第 137 条の 12 第６項		申請１件		27,300 円
22	大規模の修繕又は大規模の模様替に係る 道路内の建築制限の適用除外認定	令第 137 条の 12 第７項		申請１件		27,300 円
23	省エネ基準適合の確認	法第６条第１項 法第 18 条第３項	ア	一戸建て住宅	床面積の合計 200 ㎡未満	13,000 円
					床面積の合計 200 ㎡以上	14,000 円
			イ	共同住宅等又は住宅部分のみの増築又は改築をする複合建築物	床面積の合計 300 ㎡未満	23,000 円
					床面積の合計 300 ㎡以上	36,000 円
24	省エネ基準適合の検査	法第７条第１項 法第 18 条第 21 項	ア	一戸建て住宅		5,000 円
			イ	住宅部分を有する場合	床面積の合計 300 ㎡未満	10,000 円
					床面積の合計 300 ㎡以上	20,000 円
			ウ	非住宅部分を有する場合	床面積の合計 300 ㎡未満	10,000 円
					床面積の合計 300 ㎡以上	16,000 円
			エ	複合建築物		イ及びウの区分に応じ、 それぞれの手数料を合算した額

備考　〔略〕